

藤沢市保育施設入所選考基準

※各月の申込締切日を基準日とし、その時点で提出のあった書類をもとに選考を行います。

A-1 基礎点数(基本)

父母のそれぞれの点数について、低い方を採用し、その点数にA-2基礎点数(加算・減算項目)を加減したものを「基礎点数」とします。

類型	細目	点数	必要書類
就労 (実働時間に準ずる)	月140時間以上働いている(例 週5日以上かつ1日7時間以上)	10	
	月112時間以上働いている(例 週4日以上かつ1日7時間以上、若しくは週5日以上かつ1日6時間以上)	9	
	月64時間以上働いている(例 週4日以上かつ1日4時間以上)	8	
就労内定	上記以外の状況で働いている	7	
	月140時間以上の仕事に内定している	6	
	月64時間以上の仕事に内定している	5	
求職中	上記以外の状況で内定している	4	
	求職活動のため、日中外出している	3	
就学	職業訓練校、専門学校、大学などに通っている	※	
	出産の準備又は休養を要する	9	
疾病・負傷	疾病・負傷により、保育が完全に不可能な場合	12	
	疾病・負傷により、日中常時の保育が困難な場合	10	
心身の障がい	疾病・負傷により、保育が部分的に困難な場合	8	
	身体障がい者手帳1〜3級、精神障がい者保健福祉手帳1〜3級、療育手帳の交付を受けていて、常時保育が困難な場合	10	
親族の介護・看護 災害復旧への従事 ひとり親世帯	身体障がい者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合	8	
	身体障がい者手帳4級以下の交付を受けていて、保育が困難な場合	7	
その他	親族の介護・看護 親族の介護・看護にあたっていて、保育が困難な場合	※	
	震災、風水害、火災その他の災害により、その復旧に当たっている場合	12	
	ひとり親世帯で、保育施設入所により自立の促進が図られる場合	11	
	児童相談所からの通知などにより、児童福祉の観点から、特に保育施設入所の必要性が高いと判断した場合	20	

本冊子P14.P15のとおり

※・・・ 従事時間により、「就労」に準じた点数とする。

点数の考え方

同じ保育園・同じクラスを希望している児童が複数人いる場合は、原則として、次の①〜⑥の順に点数を比較し、より高い順位にいる方から順に内定とします。

- ①基礎点数A-1とA-2の合計の高い順
- ②B優先順位の高い順
- ③C調整項目点数の高い順
- ④父母の所得が低い順
- ⑤認可外保育施設等に預けている期間が長い順
- ⑥入所待機期間の長い世帯

①が高い方がい人であればその方を内定、①が同じ点数の方が複数人いる場合は②が高い方を内定とします。同様に、③以降についても高い方から順番に内定を決めていきます。

なお、希望順位の高低や申込みした順番(申し込みの早さは審査の順位に影響しません。詳しく次ページの【審査の例】をご確認ください。

A-2 基礎点数(加算・減算項目)

項目	点数	必要書類
①生活保護を受給しており、児童が入所すること及び保護者が就労することと自立促進が図られると判断した場合	+1	生活保護受給中であることが確認できる書類(福祉事務所が発行したものに限り)
②きょうだいが在園している施設を希望する場合	+2	
③本人を含めきょうだいが3人以上が同時に希望する場合 ※内定辞退があった場合は、他の児童も内定取り消しとなる場合がある	+2	
④以前、産休・育児休業の取得を理由に退園した児童が、再度同じ保育施設を希望する場合	+2	
⑤在園している(していた)児童に保育料の滞納がある場合	-20	
⑥市内の認可保育施設、藤沢型認定保育施設又は幼稚園で、保育士又は幼稚園教諭として復職するまたは就労内定している場合 ※転園申請、市外在住者の就労内定は除く	+6	(1)就労証明書(2)保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書(3)保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写し の全て
⑦上記⑥に記載の施設にて、保育補助者として復職するまたは就労内定している場合 ※転園申請、市外在住者の就労内定は除く	+2	(1)就労証明書(2)保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書の全て
⑧市外在住者による在勤要件での申込み(⑥⑦に該当する場合は除く)又は転入予定先との契約書等の提出がない場合	-10	
⑨育児休業延長希望の意思がある場合	-30	教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書にその旨が記入されている場合
⑩内定辞退をした場合、又は、4月入所申込に限り、指定された期日後に申込み取り下げをした場合	-2	
⑪※4月入所審査のみ適用 地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業)、藤沢ベビーセンター、とさわび保育園2歳コース、湘南台つばみ、藤沢市年度限定保育事業の卒園に伴い、他の保育施設を利用する場合	+5	

B 優先順位

父母のそれぞれの項目について、高い方を採用します。

優先	要件
A	災害
B	その他
C	ひとり親
D	疾病・障がい
E	出産
F	就労
G	介護・看護
I	就学
J	就労内定(開業予定)
K	求職中

高
↑
↑

↓
↓
↓
低

ひとり親世帯の場合は、A-1基礎点数は11点、B優先順位はC、C調整項目はひとり親の就労時間などに準じた点数に各項目の加減点した点数で審査します。

C 調整項目

父母のA基礎点数の表に基づいた点数の高い方を採用します。それに対し、次の該当項目を加減点したものを調整項目の点数とします。

項目	点数	必要書類
①2人以上のきょうだいが同時に入所を申込する。	+1	
②双子・3つ子等(多胎児)が同時に入所を申込する。	+2	
③申込児童を認可外保育施設(事業所内保育事業を除く)、企業主導型保育事業(従業員枠を除く)又は保育施設(一時預かりの場合)は教育・保育給付の支給認定ペーパー(月報)で預けている。 ※育休中、週3日以内の一時預かり又は託児所は除く	+4	現在その施設に在籍していることが確認できる保育証明書 ※認可保育施設(一時預かりの場合)は教育・保育給付の支給認定申請書兼保育施設利用申込書にその旨を記入すること
④申込児童を上記3を除く施設等に有償で預けている。 ※育休中、認可保育施設又は親族は除く	+2	現在その施設に在籍していることが確認できる保育証明書
⑤父母ともに住民税(税額控除を除く)が非課税である。	+1	直近で転入した場合は非課税証明書
⑥生計を一にしている18歳未満のきょうだいが、申込児童を含め3人以上いる。	+1	
⑦身体障がい者手帳(3級以上)、療育手帳もしくは精神障がい者保健福祉手帳の交付、又は要介護認定3、4、5(在宅介護に限る)を受けている同居の家族(申込児童、保護者を除く)がいる。 ※疾病・障がい、要件、介護・看護要件の世帯は除く	+2	該当者の各種手帳又は要介護度が分かる書類のコピー
⑧父母のどちらかが長期入院や単身赴任により昼夜問わずに不在にしている。	+2	長期入院の場合・・・入院期間が記載されている診断書 単身赴任の場合・・・単身赴任について記載のある就労証明書
⑨入所に伴い、産前産後休暇又は育児休業からの復職が見込める。 ※他の事業所で就労や自営等をしている場合を除く	+1	基準日時点で産前産後休暇又は育児休業を取得していることが確認できる就労証明書
⑩ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない。 ※申込児童のきょうだい及び調整項目⑦に該当する世帯員を除く	+3	
⑪審査日より1年以上に生活保護廃止となった。	+1	教育・保育支給認定申請書兼保育施設利用申込書にその旨を記入すること
⑫入所後に、現在の勤務先での就労時間、日数が増えることが確約されている。 ※A基礎点数の就労点数が上がる程度の就労時間増に限る(月30時間から60時間)に増える、などの程度は適用外)	+1	増加後の就労時間・就労日数が記載されている就労証明書(現在の就労状態を示すものは別に必要です)

注意事項

- 転園申請について
入所後6ヶ月間は新規入所申込者を優先とします。
※転居・きょうだいが別々に入所している等のやむを得ない事情がある場合を除く(申込時にお申し出ください)
②児童や保育施設の状態により、保育に当たり特別な配慮が必要と判断される児童について審査順位が上位であっても、受け入れ状況によっては入所を見送る場合があります。
③内定辞退した場合
令和3年4月以降の審査にて内定辞退後、新たに入所申込みをした場合、入所決定するまで基礎点数が2点減算となります。
④書類不足の取り扱いについて
基準日時点で提出書類が不足している場合、次のとおりの審査となります。
・A-1基礎点数(基本)の必要書類がない場合
求職中の3点として審査を行います。
・A-2基礎点数(加算・減算項目)、C調整項目の必要書類がない場合
加減点をせずに審査を行います。
なお、C調整項目⑨の育児休業期間については、各月基準日時点での育児休業延長又は復職が確認できない場合は、2回目の審査から基礎点数が3点の取り扱いとなります。
⑤その他
お子様のアレルギーや持病・障がい等の状況により、保育施設の人員体制等から、お子様を安全に保育することができないと判断される場合は、入所見送りとなる場合があります。

【審査の例】

【申込者の状況】

今回の審査では ▲▲保育園の1歳児クラスは空きが1人あり、次の児童Aと児童Bの2名が申し込みをしている。

<児童A>

▲▲保育園の1歳児クラスを第1希望としている。企業主導型保育事業の地域枠を利用中。

父 … 月に160時間就労 母 … 月に120時間就労
→ 他の加減算項目に該当がなければ、基礎点数は9点(母の就労時間)、優先順位はF、調整項目の点数は14点(父の基礎点数10点 + 企業主導型保育事業地域枠利用で4点 = 14点)
<児童B>

▲▲保育園の1歳児クラスを第8希望としている。第1~7希望の保育施設は空きがない。育児休業中の母が自宅で保育している。
父 … 無職しており不在 母 … 月に170時間就労(育児休業中)
→ 他の加減算項目に該当がなければ、基礎点数は11点(ひとり親世帯)、優先順位はC、調整項目の点数は11点(母の就労基礎点数10点 + 育児休業からの復職が見込めるため1点 = 11点)

【審査】

児童Bの第1~7希望の1歳児クラスに空きがあれば審査を行うが、今回は空きがないため審査はできない。
▲▲保育園は児童Bの第8希望だが、▲▲保育園を第1希望にしている児童Aよりも基礎点数が高いため、児童Bが内定となる。